

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 24 年 3 月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			A/B
	職員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) A	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円) B	
小矢部市	13	51.3	288,844	309,335	—	—	—	—
用務員	4	56.3	307,600	316,689	用務員	53.8	209,700	1.51
その他	9	49.1	280,508	306,067	—	—	—	—

\* 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

\* 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

\* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成 20 年～22 年の 3 カ年平均)

\* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

#### イ 昇給

毎年 1 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給(57 歳を超える場合は 2 号給)を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 16 年 2 月の小矢部市職員定員管理計画に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。また、平成 23 年 3 月に策定した、新たな定員管理計画においても今後の退職者不補充を基本方針としている。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の判断をしていく。

## 3 具体的な取組内容

各年度における、人事院及び県人事委員会の勧告等と同様となるよう、適正な給与等への改正を実施する。

平成 10 年度に 1 人を採用して以降、新規の技能労務職員を採用せずに臨時職員等で対応している。平成 21 年度には 2 人、22 年度には 4 人が退職となったが、不補充とした。

## 4 その他

平成 22 年度には、技能労務職員の意欲と能力の向上及び組織の活性化を図るため、希望者と対象として行政職給料表が適用される職員への職種を変更する試験を実施し、平成 23 年度から 11 人が行政職給料表を適用する職員へと職種変更をした。